

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 11 月 7 日(火)午前 8 時 30 分から午前 9 時 10 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(13 人)

会長	1 番 有賀 勝英
会長職務代理者	2 番 宮原 光平
委員	3 番 原 美子
	4 番 宮澤 依子
	5 番 中村 良治
	6 番 小島 敏雄
	7 番 新村 幸子
推進委員	中村 脩司
	小澤 清之
	中條 清春
	栗林 秀樹
	福島 正一郎
	漆戸 裕司
	古村 孝

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号	農地法の規定に基づく許可について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫
書記	役場産業振興課農政係係員 横内 優子

## 8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

おはようございます。今日は非常にいい天気です。暖かくなるということでございます。ぐずついた天気もここへきてようやく秋らしくなってきたような気がします。それでは11月度の農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

おはようございます。非常にいい天気です。これから日程が決まっていますので協力のほうをよろしくお願いいたします。次第に沿って進んでいきたいと思いますが、速やかに終わるようにご努力をお願いします。簡単ではございますけれどもご挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

4番の宮澤委員さんと5番の中村委員さん、よろしくお願いいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは議案第1号についてよろしくお願いいたします。

### **【議案第1号、3条の規定による許可について、1番～3番朗読】**

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。

東京都中野区中野5丁目・・・番・・・号にお住まいのAさん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積1,242㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのBさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は42㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確

保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、福島推進委員、有賀会長から意見書をいただいております。

<福島推進委員>

これにつきまして水路もしっかりできております。以上報告します。よろしく申し上げます。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたらお願いしたいと思いますけれど。なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の裏をご覧ください。

茨城県つくば市宝陽台・・・番地にお住まいのCさん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積307㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのDさんが取得するものです。

このたびの春日街道拡幅工事に関する土地収用の残地を、隣接する農地の所有者が取得したい計画です。地図の斜線部が申請地、中央の色塗りをしている箇所が春日街道拡幅予定地、黒枠で囲んだ2筆が現在譲受人の所有する農地となります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は32㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

<宮澤委員>

ただいまの説明のように春日街道沿いの残地が多少残っておりまして、それをDさんのほうで買い取っていただくということで問題ないということでご報告いたします。

<有賀会長>

春日街道の延長の残地ということで、Cさんからも買って欲しくないかとDさんに相談があったようで、続きですので作るということで話がまとまったようです。これについて

何かご質問がございましたら、よろしいですか？なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の表をご覧ください。

辰野町大字上島・・・番地にお住まいのEさん所有の大字上島・・・番、地目は田、面積1,244㎡および、大字上島・・・番、地目は田、面積625㎡、以上2筆、合計1,869㎡を、箕輪町大字中箕輪・・・番地にお住まいのFさんが取得するものです。

譲受人のFさんは町外在住であります。現在申請地横、地図中央の色塗りをした農地を所有し耕作しており、経営規模拡大のため申請地を取得したい計画です。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は73㎡で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、原委員、中條推進委員から意見書をいただいております。

<原委員>

10月22日雨の中を中條推進委員さんと2人で行ってきました。今のご説明のとおりで、箕輪にお住まいのFさんが隣を耕して、続きのEさんの土地を譲り受けるということです。形が複雑ですけれども、全ての杭がしっかりしておりました。ご報告いたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですか？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

### **【議案第1号、5条の規定による許可について、1番～2番朗読】**

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の裏を、また施設の配置図は3枚目の表をご覧ください。

辰野町大字赤羽・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積876㎡、及び辰野町大字伊那富・・・番、地目は畑、面積1190㎡、以上2

筆、合計 2066 m<sup>2</sup>を、辰野町大字平出・・・番地に所在する有限会社 B が取得し太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲受人は太陽光発電等の新エネルギーに関する事業等を行う事業者であります。申請地および申請地に隣接する原野、合計面積 2,240 m<sup>2</sup>に、太陽光パネル 400 枚を設置し、売電を行う計画であります。

申請地は宅地および山林に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見をいただいております。

#### <有賀会長>

今の件につきまして、この 1 筆は全く農地として利用価値がなく、反対側も山ですし、やむをえないだろうと判断いたしました。もう 1 筆につきましてもここは荒れ放題ということで近所から苦情が出て草木も立って、木も伸びていて非常に迷惑だということで、太陽光ならいいだろうと近所の承諾もとっておりますので、問題ないかと思っております。ご審議をお願いします。何かご質問ございましたら？よろしいですかね？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

#### <中畑事務局次長>

2 番、所有権の移転でございます。地図は 3 枚目の裏を、また施設の配置図は 4 枚目の表をご覧ください。

辰野町大字小野・・・番地にお住まいの C さん所有の、大字小野・・・番、地目は田、面積 1,688 m<sup>2</sup>、辰野町大字小野・・・番地に所在する株式会社 D が取得し工場敷地(倉庫・駐車場)を拡張するための申請でございます。

譲受人は、酒類製造販売を行う事業者であります。既存の工場敷地が手狭なため工場敷地を拡張し、タンクを格納するための倉庫および従業員・工場見学者用 33 台分駐車場としたい計画であります。

申請地は宅地および山林に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。こちらは、農振農用地でしたが平成 29 年 9 月 25 日付けで農振除外の公告が済んでおります。この件につきましては中村委員、中村推進委員から意見をいただいております。

#### <中村委員>

10 月 19 日に現地を確認いたしました。事務局から説明がありましており、9 月 25

日に農振除外の手続きが終了しております、株式会社Dの駐車場及び倉庫用地ということで、続き棟でございますので何ら問題がないということでご報告いたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたらお願いします。よろしいですか？なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

### **【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。計13件、29筆、面積は36,936㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<有賀会長>

それでは何かご質問ございましたら。よろしいですかね？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

続きまして、下段に掲載してあります、農地売買支援事業による所有権の移転です。農地売買支援事業とは、公益財団法人長野県農業開発公社が規模縮小農家等から農地を買い入れ、一旦保有した後に、経営規模の拡大を進める農業の担い手に対して農地を売り渡す事業であります。8月の総会にて所有者から農業開発公社への所有権移転に関しご審議いただきましたが、このたびその農地を農業開発公社から、認定農業者である担い手へ所有権移転の申し出がありました。詳細は議案書のとおりでございます計1件、1筆、面積は800㎡でありますので、お願いいたします。

<有賀会長>

私も立ち会ったんですけど、この制度につきましては非常に税金面で優遇されるので、こういう事例がありましたら農業委員会へ勧めていただければと思います。ほかにご質問ございましたら。よろしいですかね？よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

### **報告事項**

<中畑事務局次長>

それでは報告事項、認定電気通信事業者による中継施設等の設置に伴う農地転用でございます。地図は4枚目の裏をご覧ください。大字澤底・・・番地、地目は畑、面積832㎡のうち12㎡を利用し、A株式会社が、小型無線装置を設置いたします。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<有賀会長>

何かご質問ございましたら、それでは次お願いします。

## その他

○平成29年度農業功績者表彰・農業名人認定候補者について

○「農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る活動方針」に基づく取り組みについて

○エゴマ栽培について(古村推進委員)

活用方法についてはみんなで考えていきたい。

○女性農業委員会研修会報告(原委員)

・上伊那女性農業委員研修会(辰野町小野)

10月23日開催24名参加

辰野町からエゴマの活動報告PR(葉を漬けたものやシフォンケーキ持参)

・北信越女性農業委員研修会(妙高市)

10月19日～20日 辰野からは3名参加

新潟の副会長さんはみんな40代50代の若い方々で、新潟の農業を担う勢いがある。福井県の農業委員さんは、年間200種の農作物を道の駅に出荷し、毎日視察に行き、消費者の傾向を自分の目で見て確かめている。法人を立ち上げた方もいる。長野県も元気にやっていきたい。

○次回委員会開催日:12月5日(火) 午前9時00分から 役場1階第2会議室

(閉会)

<宮原職務代理>

比較的短時間でしたが、濃い総会になりました。ご苦労様でした。閉会といたします。ご苦労様でございました。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、  
これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印